

## 資料2

男女共同参画おうみはちまん2030プラン（男女共同参画近江八幡市行動計画） 事業内容見直しについて

No.	担当課	施策・事業	施策の内容	事業の概要（現在）	事業の概要（見直し後）	見直しのポイント
6	人権・市民生活課	メディアリテラシーの向上	社会教育や学校教育などを通じて、メディアによる情報を主体的に読み解き、活用できる能力の向上をめざします。また、インターネットやSNSの正しい使い方や実際のトラブル事例等についても啓発する講座等を開催し、人権意識の向上につながるよう努めます。関係機関や青少年育成市民会議などの団体と連携して、有害図書・ビデオ・ピラ等の氾濫を防止するための啓発・広報を進めます。	インターネットの利用に係る講座等を開催する。啓発・広報の実施。	インターネットの利用に係る講座等を開催するほか、SNS等を活用し、インターネットと人権について啓発する。また、窓口にセミナー等のチラシを設置する。	イベント等の開催に加えて、市LINE等を活用することにより多くの人に啓発ができるよう変更しました。
6	生涯学習課	メディア・リテラシーの向上	社会教育や学校教育などを通じて、メディアによる情報を主体的に読み解き、活用できる能力の向上をめざします。また、インターネットやSNSの正しい使い方や実際のトラブル事例等についても啓発する講座等を開催し、人権意識の向上につながるよう努めます。関係機関や青少年育成市民会議などの団体と連携して、有害図書・ビデオ・ピラ等の氾濫を防止するための啓発・広報を進めます。	インターネットやSNSの正しい使い方、情報に対する判断の仕方等を啓発する講座を開催する。	ネットリテラシーに関しては、竜王町と合同設置している少年センターにおいて、青少年がインターネット上のトラブルを回避し正しく使いこなすことができるよう、インターネットの正しい使い方に関する講座を開催する。また、有害図書等の氾濫防止については、青少年育成市民会議と連携して、有害図書等回収のための白ポストの設置、環境浄化啓発のためのカイロ・ティッシュの配付を行う。	ネットリテラシーに関する取り組みは継続して実施するとともに、今後は青少年育成市民会議の街頭啓発運動や巡回指導時における環境浄化に関する啓発を強化します。
7	人権・市民生活課	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識啓発	家庭や地域、職場それぞれの分野において、ワーク・ライフ・バランスの重要性を認識できるよう、パンフレットやチラシ、ホームページ、SNS等による啓発を行います。また、キャリア形成や仕事と子育ての両立に関する市民向けのセミナー、先進的な取組をしている企業事例の紹介を目的とする事業者向けのセミナー等を実施します。	ワーク・ライフ・バランスに関する啓発の実施。セミナー等の開催。	ワーク・ライフ・バランスに関する啓発の実施。セミナー等を開催するほか、SNS等を活用し男性の育児休暇取得やワーク・ライフ・バランスについて啓発する。また、窓口にセミナー等のチラシを設置する。	イベント等の開催に加えて、市LINE等を活用することにより多くの人に啓発ができるよう変更しました。

7	商工振興課	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識啓発	家庭や地域、職場それぞれの分野において、ワーク・ライフ・バランスの重要性を認識できるよう、パンフレットやチラシ、ホームページ、SNS等による啓発を行います。 また、キャリア形成や仕事と子育ての両立に関する市民向けのセミナー、先進的な取組をしている企業事例の紹介を目的とする事業者向けのセミナー等を実施します。	事業所・市民向けのセミナーである働き方改革セミナーの実施。	チラシ・パンフレット・ホームページによる啓発、情報提供（講演会・セミナー開催情報など）の他、ワーク・ライフ・バランスに関するセミナー及び事業所向けに誰もが働きやすい社会の実現に向けた取組をテーマにした講演会の実施。	各分野のセミナーを全て開催することは難しいため、チラシやパンフレット、ホームページ等で情報提供・周知を行い啓発に取り組みます。
25	農業振興課	「農山漁村女性の日」（3月10日）の活動を通じての社会的機運の醸成	農山漁村女性が農林水産業の重要な担い手であることを正しく認識し、適正な評価への社会的機運を高め、農山漁村女性の社会参画を支援します。	農村漁村女性の日については、県が毎年記念行事として、東近江地域（当市・東近江市・竜王町・日野町）において、「農村女性のつどい」を開催しており、当市として協力する。	県等が開催する女性農業者向けの研修会等を周知し、参加の促進を行う。	県が開催していた「農村女性のつどい」が廃止となったため、他の事業の中で女性農業者の参画に向けたイベント等が開催できるよう提案を行う。
30	商工振興課	育児・介護のための休業取得の男女平等の推進	事業所に対し、「育児・介護休業法」の周知を図るとともに、女性だけでなく男性においても育児・介護休業の取得率を高めるため、チラシ・パンフレット等で啓発を行います。 併せて、取得後、復帰しやすい職場環境づくりに努めるよう働きかけ、「両立支援等助成金」などの情報提供を通じて支援します。 また、取得等を理由に解雇や不利益な扱いが行われないよう、「改正男女雇用機会均等法」の周知を図ります。	事業所・市民向けのセミナーである働き方改革セミナーの実施。	チラシ・パンフレット・ホームページによる啓発、情報提供（講演会・セミナー開催情報など）の他、育児・介護休業取得の男女平等の推進に関するセミナー及び事業所向けに誰もが働きやすい社会の実現に向けた取組をテーマにした講演会の実施。	各分野のセミナーを全て開催することは難しいため、チラシやパンフレット、ホームページ等で情報提供・周知を行い啓発に取り組みます。
31	商工振興課	過労働の防止	「過労死等の防止のための対策に関する大綱」をふまえ、事業所に対し、働く男女が仕事と家庭やその他の生活を調和させ、希望する生き方ができるよう、労働時間や年次有給休暇の取得だけでなく、特別休暇、メンタルヘルス対策、育児・介護支援といったワーク・ライフ・バランス推進の取組についても啓発します。	事業所・市民向けのセミナーである働き方改革セミナーの実施。	チラシ・パンフレット・ホームページによる啓発、情報提供（講演会・セミナー開催情報など）の他、過労働の防止に関するセミナー及び事業所向けに誰もが働きやすい社会の実現に向けた取組をテーマにした講演会の実施。	各分野のセミナーを全て開催することは難しいため、チラシやパンフレット、ホームページ等で情報提供・周知を行い啓発に取り組みます。
32	商工振興課	多様な就業ニーズへの対応	短時間勤務制度やフレックスタイム制など、多様な働き方に関する情報提供を行いワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発に努めます。	事業所・市民向けのセミナーである働き方改革セミナーの実施。	チラシ・パンフレット・ホームページによる啓発、情報提供（講演会・セミナー開催情報など）の他、働き方改革に関するセミナー及び事業所向けに誰もが働きやすい社会の実現に向けた取組をテーマにした講演会の実施。	各分野のセミナーを全て開催することは難しいため、チラシやパンフレット、ホームページ等で情報提供・周知を行い啓発に取り組みます。

33	商工振興課	テレワークの活用促進に向けた啓発	仕事と生活の両立を進める手法の1つとして、テレワーク導入促進の啓発に努めます。		チラシ・パンフレット・ホームページによる啓発、情報提供（講演会・セミナー開催情報など）の他、テレワークの活用促進に関するセミナー及び事業所向けに誰もが動きやすい社会の実現に向けた取組をテーマにした講演会の実施。	各分野のセミナーを全て開催することは難しいため、チラシやパンフレット、ホームページ等で情報提供・周知を行い啓発に取り組みます。
36	人権・市民生活課	性犯罪、虐待防止のための啓発、学習機会の提供	あらゆる暴力のない社会をめざして、痴漢をはじめとする性犯罪、売買春、ストーカー行為、配偶者等からの暴力や低年齢者に対する虐待、高齢者に対する虐待、障がい者に対する虐待などの実態や問題点についての講演会や学習機会の提供に努めます。 また、若年層を対象としたいわゆるアダルトビデオ出演強要問題や「JKビジネス」問題等について、早期から危機意識を持てるよう、若年層向けの研修方法を検討します。	性犯罪、売買春、ストーカー行為、配偶者等からの暴力や低年齢者に対する虐待、高齢者に対する虐待、障がい者に対する虐待などの実態や問題点についての講演会や学習機会の提供を行う。	性犯罪、売買春、ストーカー行為、配偶者等からの暴力や低年齢者に対する虐待、高齢者に対する虐待、障がい者に対する虐待などの実態や問題点についての講演会や学習機会の提供を行うほか、11月12日から11月25日にかけて実施される「女性に対する暴力をなくす運動」の広報とパープルライトアップを行う。	「女性に対する暴力をなくす運動」の広報を追加しました。また、今まで実施できていなかったパープルライトアップも今後は行っています。
56	人権・市民生活課	女性リーダーの育成	地域活動において、役職を受けることについての不安を取り除き、方針決定の場への女性参画を促進するために、養成講座の実施を検討するなど、女性リーダーの育成支援に努めます。	地域活動での女性参画を促進するため養成講座の実施等、女性リーダーの育成支援を行う。	地域活動での女性参画を促進するため、男女共同参画推進員研修会を開催し、地域における男女共同参画の推進についての講演を行う。	男女共同参画推進員の活動を通じて、自治会などの地域活動への女性の参画を促します。
57	障がい福祉課	市民活動団体の活動支援	様々な市民活動に男女が共に参加し、共に学び、楽しむための機会（オンラインを含む）の提供を進め、男女共同参画による運営を支援します。 また、男女共同参画に関する問題に取り組んでいる団体やNPOの活動が活性化できるように、組織運営などに関する情報提供や相談、補助金交付などの支援を行います。	近江八幡市障がい児者地域自立支援協議会等の開催	近江八幡市障がい児者地域自立支援協議会等の開催（継続）	協議会は年3回程度実施、運営会議も年3回実施。自立支援協議会の部会は、計画等進捗管理部会(1回)、障がい児支援促進部会（1回）、権利擁護部会（1回）、障がい者福祉施設整備検討部会（3回）、障がい児者余暇活動支援検討プロジェクトチーム(2回)を実施している。 当協議会については、法改正等において検討していく議題も生じてくるため、協議会の持ち方等は今後も検討していくが、具体的な事例検討も取り入れながら課題の解決が図れるよう進めていきたい。
63	人事課	保育所・幼稚園・学校等の運営における男女共同参画の推進	管理職の性別に偏りがなく、また、教職員等の校務分担が性別によって固定的にならない人事配置や職務分担に努めます。	幼保現場における男性職員の管理職登用	幼保現場における性別による偏りのない人員配置や役割分担	女性職員が圧倒的に多いなかで（男性職員3人）、本来、勤務実績や適性により任命権者が判断すべき管理職への任用のみを事業の概要にするのではなく、管理職への任用も含む性別による配置や職務分担の偏りがなく取り組むこととした。

66	人権・市民生活課	男女平等、男女共同参画についての職員研修の充実	職員の意識が計画の推進に大きく影響することから、「近江八幡市人材育成基本方針」に沿って新任研修、管理職研修、各職場での研修等、あらゆる研修の場において、男女共同参画についての職員研修を実施します。 また、男女共同参画に対する意識づけを行い、各施策の推進等の具体的な行動に移せるよう、職員に対してヒアリングや意識調査を実施します。	「近江八幡市人材育成基本方針」に沿った職員研修を実施する。また、男女共同参画を反映した各施策の推進等、職員へのヒアリングや意識調査を実施する。	「近江八幡市人材育成基本方針」に沿った職員研修を実施するほか、定期的に庁内電子掲示板へ男女共同参画に関する啓発資料を掲示し、アンケートを実施する。	6月の男女共同参画週間に合わせて行っていた庁内掲示板への啓発ポスター等の掲示について、事業内容を追加しました。今後は定期的に男女共同参画に関する啓発資料を掲示するとともに、職員を対象としたアンケートを実施します。
68	人権・市民生活課	庁内の各種相談員等に対する研修の充実	女性特有の困難や悩みに対して、柔軟に対応できるように、女性相談員等の資質向上を図るため、研修の充実を図るとともに、県等が実施する相談員研修の情報提供を行います。	市組織内の女性相談員等への研修の充実と、相談員研修の情報提供を行う。	市組織内の女性相談員等への研修の充実と、相談員研修の情報提供を行う。また、定期的に庁内電子掲示板へ男女共同参画に関する啓発資料を掲示し、アンケートを実施する。	6月の男女共同参画週間に合わせて行っていた庁内掲示板への啓発ポスター等の掲示について、事業内容を追加しました。今後は定期的に男女共同参画に関する啓発資料を掲示するとともに、職員を対象としたアンケートを実施します。
74	人権・市民生活課	市政への男女の意見の反映	市政に市民意見を反映させるため、パブリックコメントや、ショッピングモール等の市民が利用しやすい会場での意見聴取の機会を広く設けます。 また、意見反映の方法としてオンライン活用も含む市民参加型のフォーラムや講座などを開催し、ワークショップ手法による提言の機会をつくるなど、市と市民や市民団体との意見交換の場を設けます。	市政に市民意見を反映させるため、多様な場面、場所での意見聴取の機会を設ける。 オンライン活用も含む、市民や市民団体との意見交換の場を設ける。	市政に市民意見を反映させるため、多様な場面、場所での意見聴取の機会を設ける。 オンライン活用も含む、市民や市民団体との意見交換の場を設ける。 イベント開催時にアンケートを実施するほか、SNS等で啓発活動を行う際も啓発内容に合わせたアンケートを実施する。	意見聴取・交換だけを行う場を設けることが難しいため、イベント開催時に行っていたアンケートに事業内容を変更したほか、今後SNS等を積極的に活用していく中で、アンケートも同時に実施していきます。